



経済産業省
関東経済産業局
Kanto Bureau of Economy, Trade and Industry

GX-ETSの指針と カーボンプレジット市場の最新動向

令和8年3月9日

経済産業省 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進課

関東経済産業局について

- 関東経済産業局は、全国に8箇所設置されている経済産業省の地方機関の1つで、広域関東圏（1都10県＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）を管轄。
- 経済産業省のブロック機関として、経済産業省のミッション（国富の増大、エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保）の達成を目指す。
- 管内の企業、大学、自治体、消費者、関係機関等の皆様に対して、中小企業対策、新規創業の促進、技術開発支援、気候変動対策、エネルギー対策、消費者相談などの様々な経済産業政策の実施に取り組んでいる。

【組織図】

総務企画部	総務・会計等、職員を支えるバックオフィス部門の他、企画・調査等、政策の企画立案の基礎となる部門が属しています。
地域経済部	地域活性化に利用可能な各種施策を担当する部署が所属しています。
産業部	製造業・サービス業等の業種担当部署、消費者行政の担当部署等、様々な業種毎の担当部署が所属しています。
資源エネルギー環境部	電気・ガス等のエネルギーの安定供給を支える部署の他、省エネルギー・新エネルギー・リサイクル・CN等を推進する部署が所属しています。
通商事務所	横浜の通商事務所では、事業者からの輸出入等に関する手続の窓口業務を行っています。



目次

1. 国のGX政策動向について
2. 排出量取引制度（GX-ETS 第2フェーズ）について
3. J-クレジットについて
4. J-クレジットの市場動向について
5. 事例紹介
6. その他

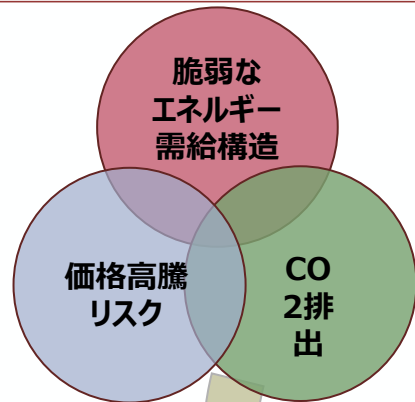
目次

1. 国のGX政策動向について
2. 排出量取引制度（GX-ETS 第2フェーズ）について
3. J-クレジットについて
4. J-クレジットの市場動向について
5. 事例紹介
6. その他

GX（グリーントランスフォーメーション）とは

- 日本では、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造から、クリーンエネルギー中心のものへ転換することをグリーントランスフォーメーション（GX）と位置づけ。
- GX推進を通じて、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の3つを同時に実現すべく、取組を進めていく。

化石エネルギー中心の従来の日



- GXに向けた大規模な投資競争が世界規模で発生
- 日本が強みを有するGX関連技術を活用し、経済成長を実現。

クリーンエネルギー中心の日



- 世界で脱炭素化に向けた潮流が加速
- GXにより、2030年温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの国際公約を実現。

- ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレーションが発生。
- 化石燃料への過度な依存から脱却し、危機にも強いエネルギー需給構造を構築。

GX2040ビジョンの概要

1. GX2040ビジョンの全体像

- ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

2. GX産業構造

- ①革新技術をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
- 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。

3. GX産業立地

- 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
- クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
- AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

- 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

5. GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。

6. 成長志向型カーボンプライシング構想

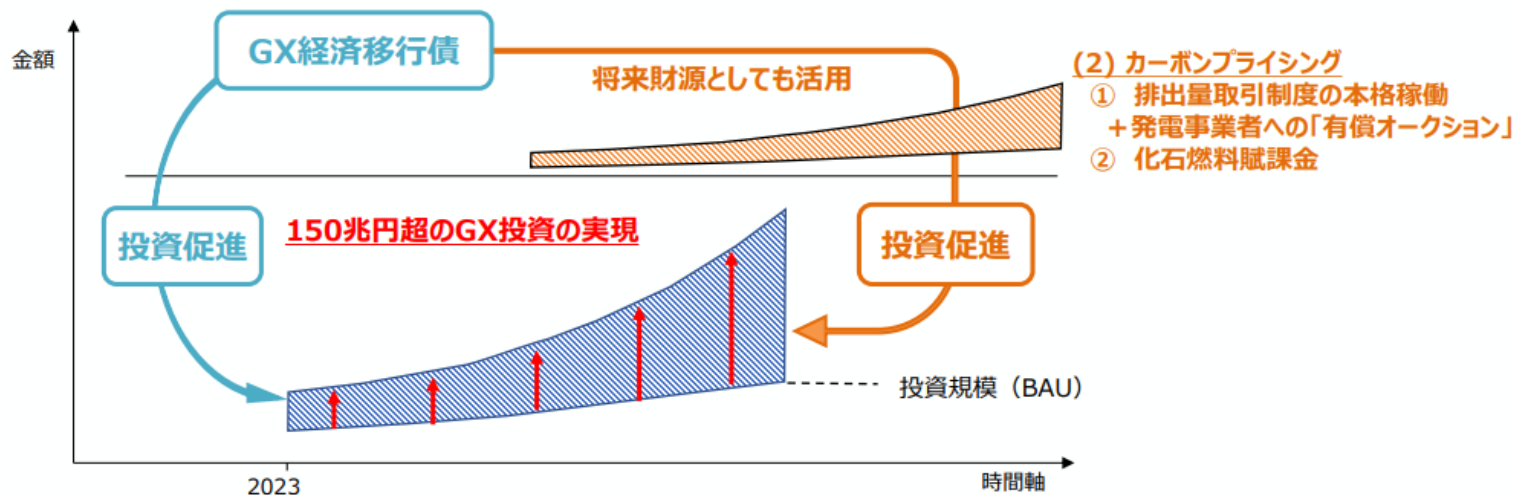
- 2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。
- 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）
 - 一定の排出規模以上（直接排出10万トン）の企業は業種等問わずに一律に参加義務。
 - 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。
 - 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。
- 化石燃料賦課金の導入（2028年度～）
 - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

7. 公正な移行

- GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。

成長志向型カーボンプライシング構想

- カーボンプライシングと投資支援策の組み合わせにより、10年間で150兆円を超える官民GX投資を実現。
 - ① 「GX経済移行債」を活用した先行投資支援（10年間に20兆円規模）
 - ② カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ
 - 【化石燃料賦課金】
 - 28年度から導入
 - 【排出量取引制度】
 - 23年度からGXリーグにおいて試行的に開始、26年度から本格稼働
 - 33年度からは発電事業者に有償オークション導入
 - ③ 新たな金融手法の活用
 - トランジション・ファイナンスの推進、GX機構による債務保証等の金融支援 等



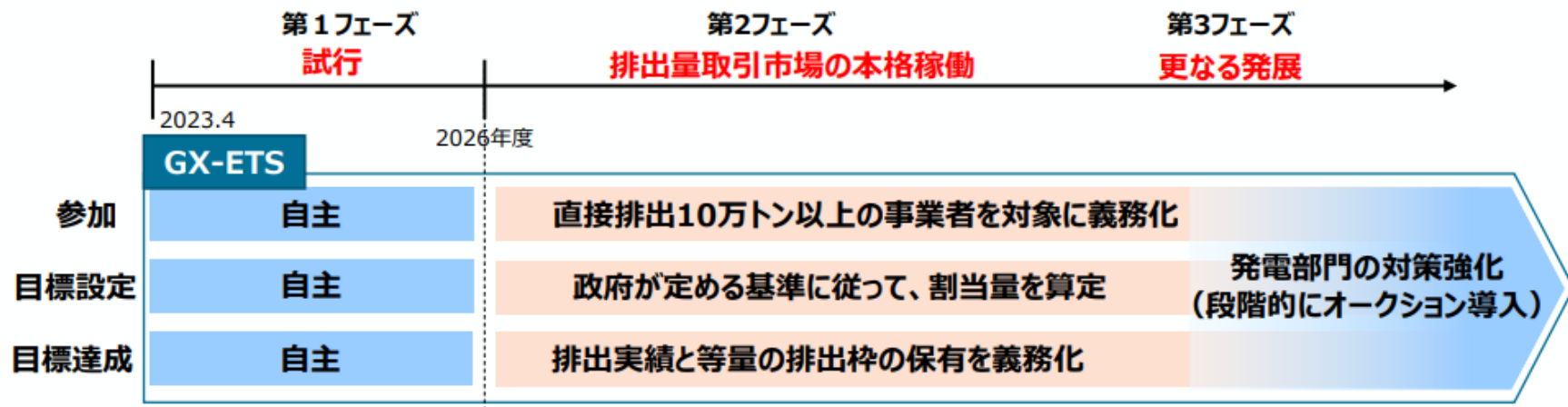
目次

1. 国のGX政策動向について
- 2. 排出量取引制度（GX-ETS 第2フェーズ）について**
3. J-クレジットについて
4. J-クレジットの市場動向について
5. 事例紹介
6. その他

排出量取引制度の段階的な発展

- 2023年度より、カーボンニュートラルに向けて野心的に取り組む企業が参加する「GXリーグ」において、自主的な排出量取引制度を試行。日本の温室効果ガス排出量の5割超を占める企業が参加。
- GXリーグにおける試行的取組の成果を踏まえ、2026年度より、排出量取引を義務化。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



改正GX推進法に基づく排出量取引制度の全体像

- 2025年通常国会において、2026年度から一定規模以上の二酸化炭素の排出を行う事業者を対象に排出量取引制度への参加を義務化することを定めた改正GX推進法が成立。

① 制度対象者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 義務対象者である親会社等が、密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体で義務を履行することも可能。

② 移行計画の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や、その他関連事項を含む計画を策定・提出。
→2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表。

③ 排出枠の保有義務

- ① 排出枠の割当ての申請
 - 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請。
 - 申請に当たっては、第三者機関（登録確認機関）が割当量を確認。
- ② 排出量の算定・報告
 - 企業は自らの排出量について、登録確認機関による確認を受けた上で、毎年度国に報告。
- ③ 排出枠の保有
 - 確認を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。
- ④ 不履行時の扱い
 - 保有義務の未履行分×上限価格の1.1倍の支払いを求める。

④ 価格安定化措置

- 政府は、排出枠の上下限価格を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる状況として大臣が告示した場合）排出枠が不足する事業者については、**上限価格×不足分の支払いによって、義務を履行したものとみなす。**
- 一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合には、GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、**割当基準の強化**を検討。

⑤ 排出枠取引市場

- 排出枠取引市場の公正かつ安定的な運営を担保するため、GX推進機構が市場を設置・運営することとする。
- 制度対象者に加え、①カーボンクレジットについて一定の取引経験を有する取引業者や、②制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者の市場参加を認める。

排出量取引制度におけるクレジットの扱い

- 排出枠の価格形成を促し、制度対象者の削減インセンティブを確保する観点から、本制度においてもクレジットの使用上限を設ける。
- 上限の水準については、諸外国制度においても制度の発展とともに段階的に引き下げを行っていることから、実排出量の10%を上限とする。
- その上で、制度開始以降も排出枠の需給に及ぼす影響等について継続的に点検し、必要な場合には上限の見直しを検討していく。

本制度で使用可能なクレジット

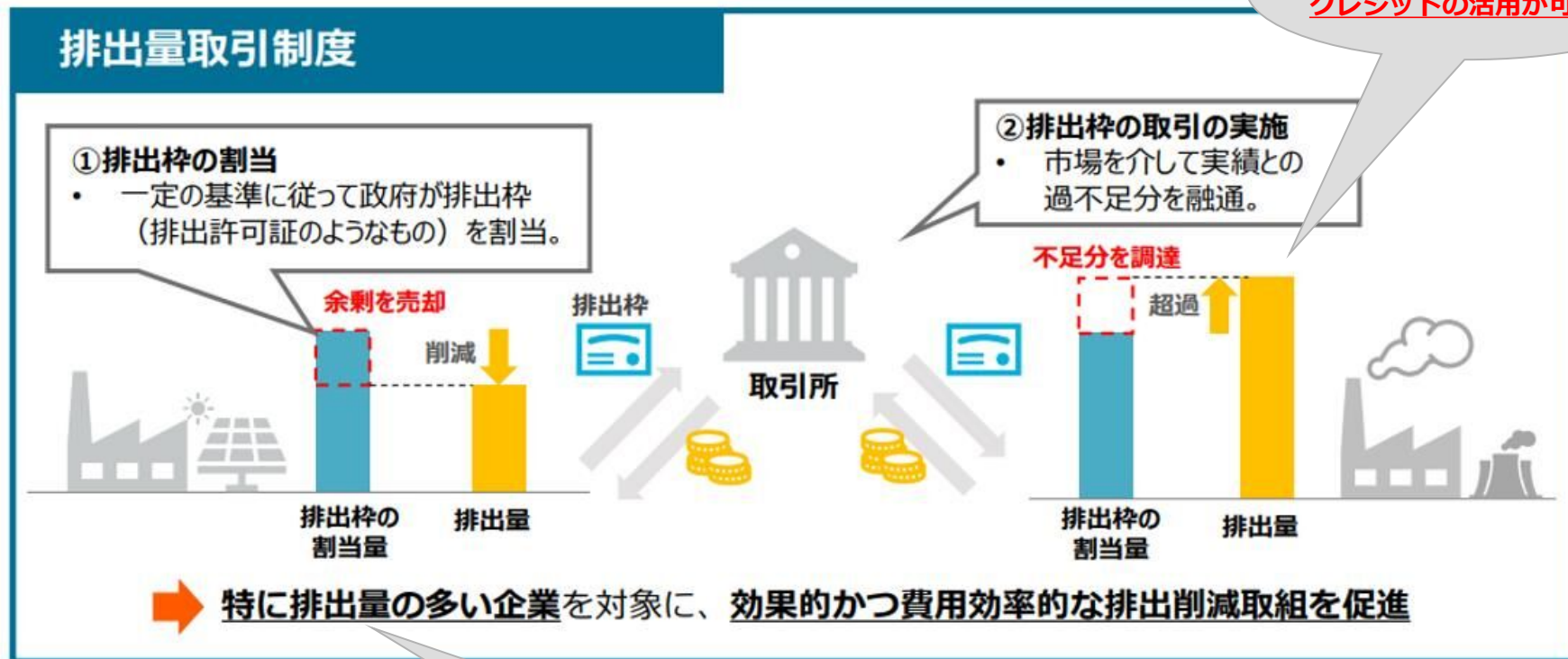
- J-クレジット
- JCMクレジット

※ 使用可能なJCMクレジットは、温対法SHK制度に準拠する（SHKでは、2020年以前の取組に由来するJCMクレジットについては発行日等の要件を満たさない限り使用不可）。

使用可能量の上限

- 各年度の実排出量（クレジット無効化量を控除する前の排出量）の10%

(参考) 排出量取引制度イメージ



2026年度の排出枠下限価格

- **下限価格**は、経済状況等の影響で排出枠の価格が一時的に下落した場合にも、**最低限の削減投資インセンティブが確保**されるような水準とする必要がある。
- 削減対策は様々なものが考えられるが、なかでも**省エネ**は、運転費用の低減につながるため**経済合理性が高く**、我が国では国内において工場等を設置する全ての事業者**に省エネ法による努力義務**が課されている。
- そのため、**足下の省エネの対策費用を2026年度における下限価格**とする。
- 具体的な価格水準は、**省エネJ-クレジットの価格を参照**することとし、2024年度時点の取引価格（※）を踏まえ、**1,700円/トン**とする。

省エネJ-クレジットの価格推移

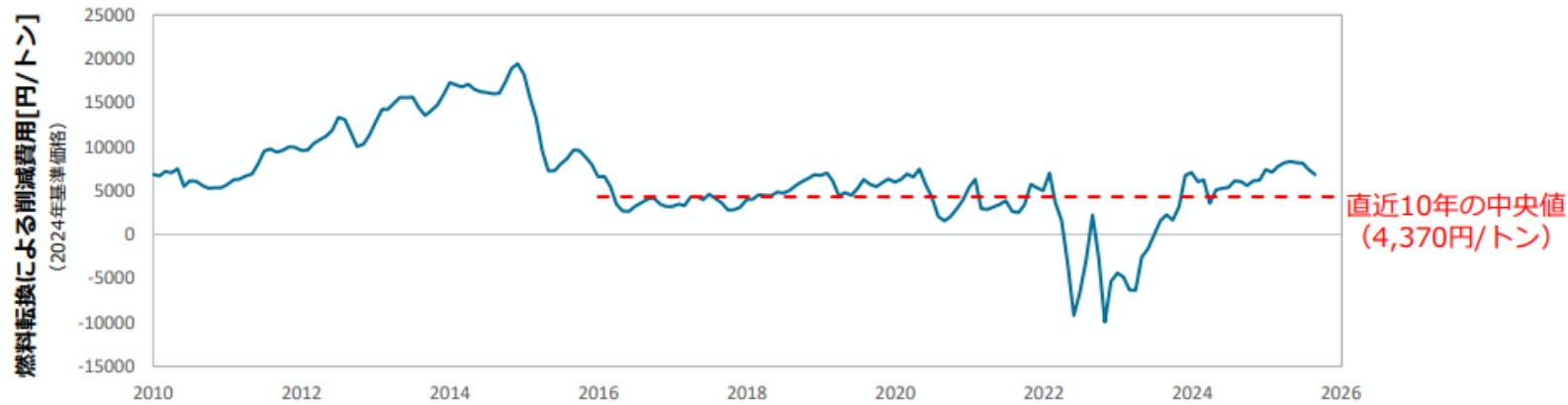


※ 省エネJクレ価格は、市場開設当初は1,600円程度で推移していたものの、2025年8月時点では5,300円程度まで大幅上昇。上昇後の価格については、排出量取引制度の義務化報道等の影響を受けて、将来的な価格上昇への期待感が織り込まれた価格となっているおそれがあり、足下の削減コストを適切に反映していないと考えられることから、足下における省エネ対策の削減費用は、2023年10月から2024年9月までの市場価格の加重平均値として算定。
下限価格は、削減インセンティブが確保される最低限の価格を定めるものであることを踏まえ、100円以下の値は切り上げ。

2026年度の排出枠上限価格

- 制度開始当初においては、排出枠価格は、**省エネコストから燃料転換コストの間の水準で推移**するものと考えられる。このため、**上限価格については、燃料転換コストの水準**を踏まえて決定する。
- そのうえで、**LNG等の低炭素燃料が石炭等の燃料と比較して相対的に高騰することにより、燃料転換コストが上昇し、排出枠価格を過度に押し上げるリスクがあることも踏まえ**、制度開始当初においては、過去の燃料価格の推移から**通常想定される標準的な燃料転換コストを見積もったうえで、この水準を上限価格とする**。
- 石炭・LNGの価格推移を踏まえて算定した**燃料転換コストの推移**は以下の通り。例えば、直近10年間の値として、**2016年以降の時系列データの中央値から、4,300円/トン程度を制度開始当初の上限**としつつ、段階的に引き上げていくことで、**燃料費の変動による高騰を回避**しながら先行投資インセンティブを確保する。

燃料転換コストの推移

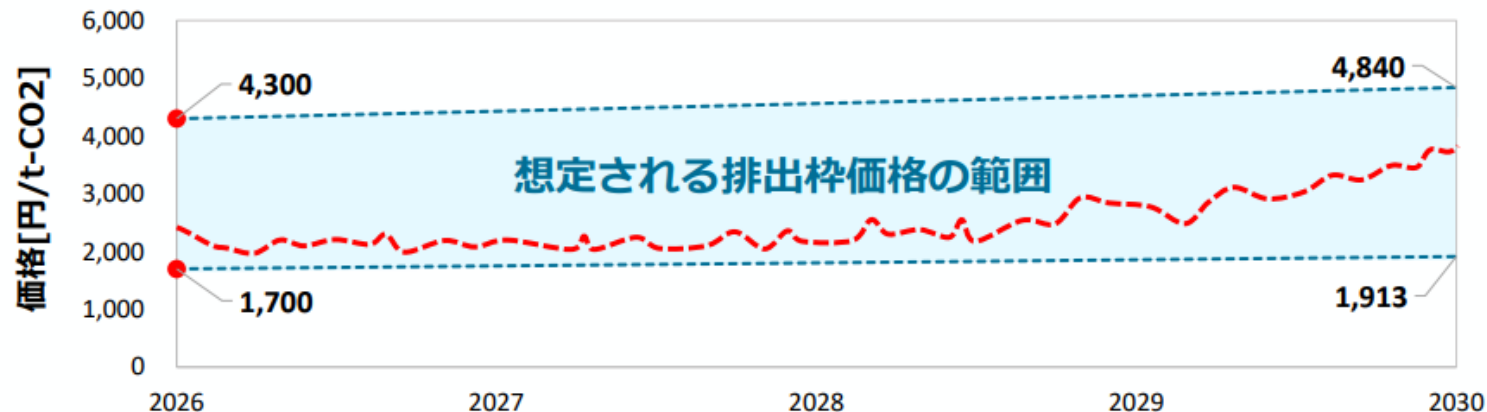


※ 非効率石炭火力（発電効率40％）と高効率LNG火力（発電効率54.9％）を想定。各燃料のCIF価格に、燃料諸経費（石炭2,300円/t、LNG3,100円/t。令和7年コスト検証WG諸元を参照。）を加味し、石炭火力とLNG火力の運転費用が同等となる水準の炭素価格として算出。上限価格は、過度な高騰を回避するためのものであることを踏まえ、直近10年の中央値を100円単位で切り下げ。

今後の上下限価格の見通し

- 前項までの検討を踏まえた**2026年から2030年の上下限価格の見通し**は以下の通り。
- なお、制度対象者の削減費用が排出枠価格に適切に反映されずに上限価格に張り付くリスクを回避するための対策として、バンキングの抑制等の措置を別途検討する。
- 併せて、短期間での取引価格の過度な変動を回避するため、市場取引における制限値幅の水準等について来年度検討する。

各年度の上下限価格の見通し※



	2026年度	参考値			
		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
参考上限取引価[¥/t-CO2] (上限価格)	4,300	4,429	4,562	4,699	4,840
調整基準取引価格[¥/t-CO2] (下限価格)	1,700	1,751	1,804	1,858	1,913

※ 上記見通しは実質価格上昇分のみ考慮したものである。この価格に、前年度時点の物価上昇率の見通しを勘案した名目価格を毎年度の上下限価格として告示する。

目次

1. 国のGX政策動向について
2. 排出量取引制度（GX-ETS 第2フェーズ）について
- 3. J-クレジットについて**
4. J-クレジットの市場動向について
5. 事例紹介
6. その他

カーボン・クレジットとは

- カーボン・クレジットとは、排出量見通しに対し、排出削減・炭素吸収・炭素除去により実際の排出量が下回った差分を、クレジットとして国や企業等の間で取引できるよう認証したもの。創出手法は排出削減や炭素固定吸収まで多岐にわたる。
- カーボン・クレジット創出者は、クレジット売却によるクレジット販売収益を得ることが可能となり、排出削減・炭素吸収・炭素除去に対するインセンティブが期待される。

ベースライン&クレジットの考え方



(出典)

- カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会 カーボン・クレジット・レポート (経済産業省)
<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220628003/20220628003-f.pdf>
- 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について (指針) 第4版 (環境省)
<https://www.env.go.jp/content/000209286.pdf>

カーボン・クレジットの分類

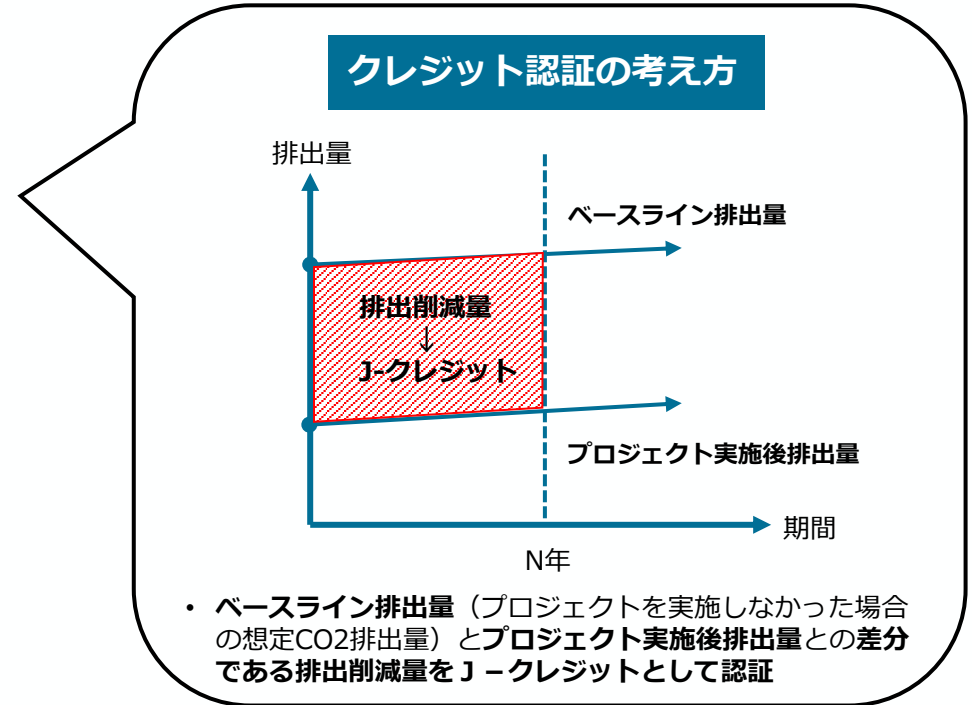
- クレジットは国連・政府が主導し運営される制度と、民間セクターが主導し運営される制度が存在し、後者は規制や政策に関わらず自主的にクレジット発行・活用が行われる性質を持つことから「ボランタリークレジット」と呼ばれる。



(出典)
・第4回カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会 参考資料4 カーボン・クレジット・レポートの概要 (経済産業省)
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/004_s04_00.pdf

J-クレジット制度の概要

- J-クレジット制度は、日本国内の排出削減・吸収の取組についてクレジット認証を行う制度で、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- クレジットをインセンティブとして省エネ・低炭素投資等を促進するとともに、国内の資金循環を生み出すことで、経済と環境の好循環を促進する。



J-クレジット制度の対象事業

- J-クレジットの創出には本制度で策定された**方法論※**に基づいていることが必要。
- 方法論とは排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したもの。
- 承認された方法論に該当しない排出削減・吸収活動を行おうとする場合は、方法論策定規程に従って方法論を提案することができる。

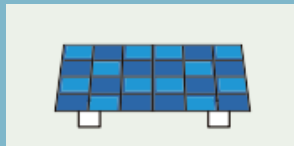
※2025年10月時点で74の方法論を承認

<省エネ設備の導入>



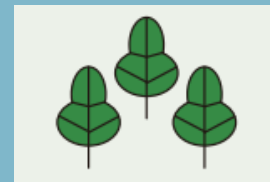
- (例)
- ボイラーの導入
 - 照明設備の導入
 - 空調設備の導入
 - コージェネレーションの導入

<再エネの導入>



- (例)
- バイオマス燃料（固形・液体）による化石燃料の代替
 - 太陽光発電設備の導入

<適切な森林管理>



- (例)
- 森林経営計画に基づいた間伐・植林等

J-クレジットの活用先について

活用先のルール変更等により取り扱いが異なる場合がありますので、実際の活用におかれましては、必要に応じて各活用先の最新情報をご確認ください。

用途	J-クレジットの種別				
	再エネ発電	再エネ熱	省エネ	森林吸収	工業プロセス、農業、廃棄物
温対法での報告 (排出量・排出係数調整)	○	○	○	○	○
省エネ法での報告 (共同省エネルギー事業に限る)	×	×	○※1	×	×
省エネ法での報告 (定期報告における非化石エネルギー使用割合の報告)	○※1	○※1	△※1※2	×	×
カーボンオフセット	○	○	○	○	○
GXリーグにおける排出量実績の報告	○	○	○	○	○
CDP質問書・SBTへの報告	○※1※3	○※1※4	×	×	×
RE100達成のための報告	○※1※3※6※7	×	×	×	×
SHIFTの目標達成	○	○	○	○	○
経団連カーボンニュートラル 行動計画の目標達成	△※8	△※8	△※8	○	△※8

※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回ごとに異なる。

※2 EN-S-019、EN-S-043、EN-S-044の方法論に基づいて実施される排出削減プロジェクト由来J-クレジット（非化石エネルギーを活用するものに限る）のみ利用可。

※3 他者から供給された電力（Scope2）に対して、再エネ電力由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※4 他者から供給された熱（Scope2）に対して、再エネ熱由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※5 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告可能。

※6 2021年8月のRE100の基準引き上げによる変化点

- ・自家発電した電力（Scope1）には再エネJクレ使用不可。
- ・Scope2の電力供給のうち、工場敷地内（オフグリッド内）の別会社が設置した発電設備由来の電力（Scope2）に対して再エネJクレ使用不可。

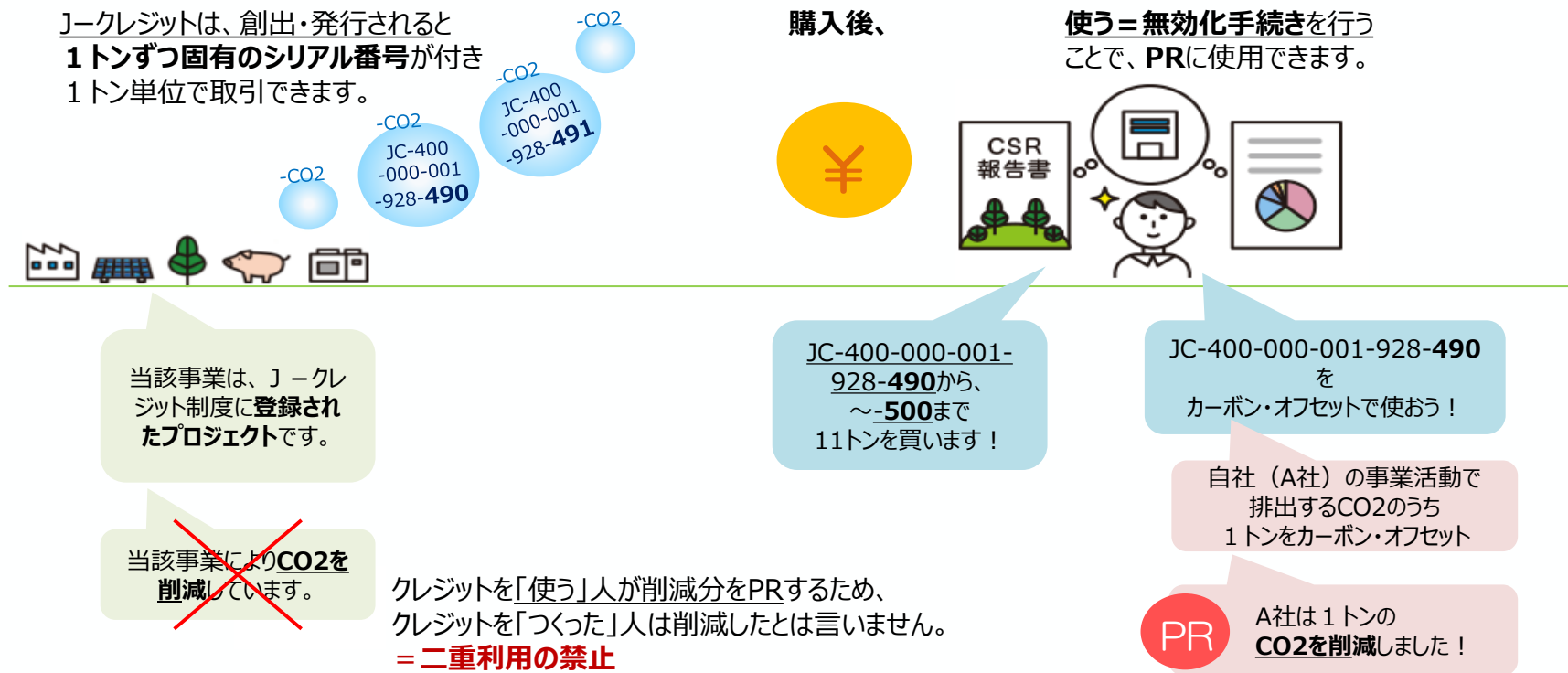
※7 2022年10月のRE100の基準引き上げによる変化点

- ・原則として、設備稼働日より15年を超えたプロジェクト由来の再エネJクレ使用不可。詳細はRE100のHPをご覧ください。

※8 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外。制度記号が「JCL」のクレジットが使用可能。

J-クレジット活用の際の注意点

- 「（例）カーボン・オフセットで実質〇トンが減らした」とPRするには、J-クレジットを「使う」=無効化手続きが必要です。
- J-クレジットを「つくった」人は当該活動による削減を主張することはできません。



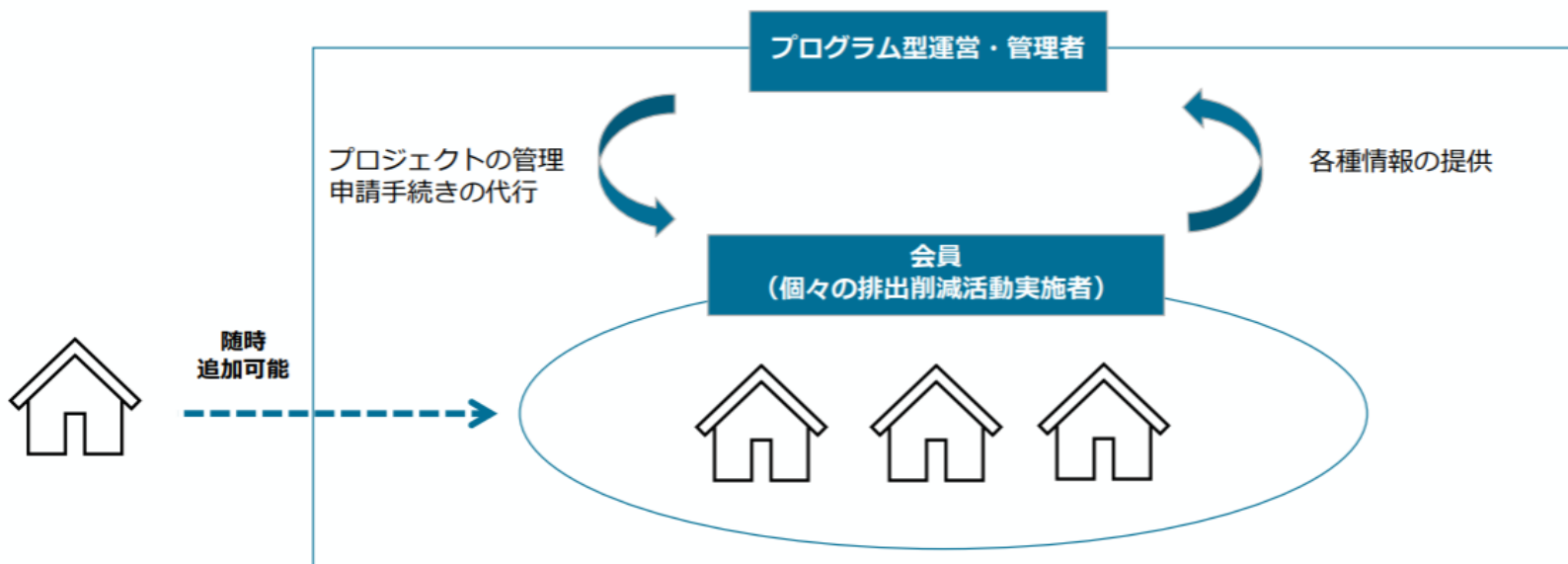
プロジェクトの形態について

- プロジェクトの登録形態は「通常型」と「プログラム型」に分かれる。
- 「プログラム型」は複数の削減・吸収活動を取りまとめ、1つのプロジェクトとして登録が可能。

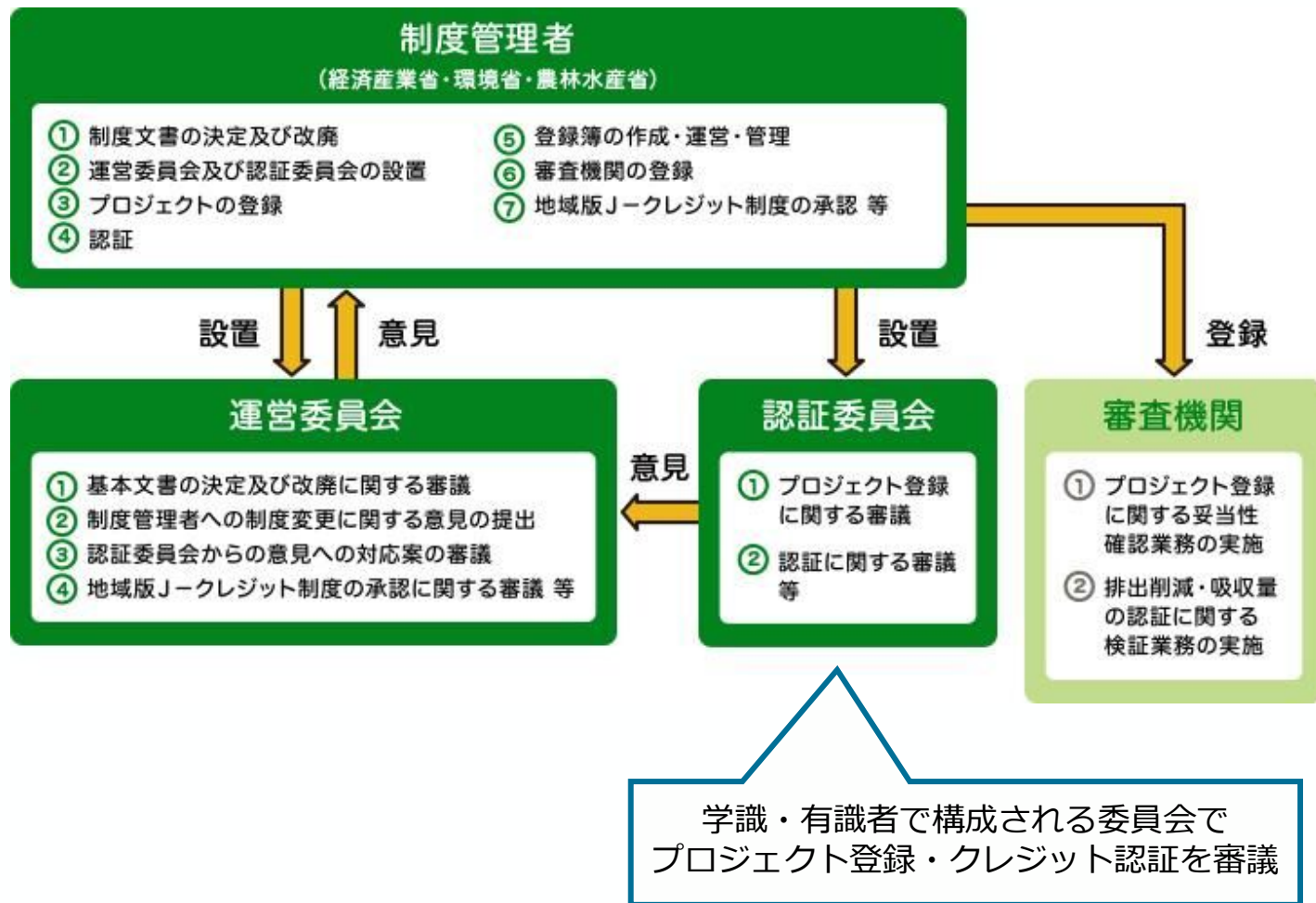
登録形態	説明	想定されるプロジェクト登録者
通常型	<p>基本的には1つの工場・事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして登録する形態。 (複数の工場・事業所をまとめて1つの通常型とすることも可能であるが、登録後、新たに工場・事業所等を追加することは、原則不可)</p>	<ul style="list-style-type: none">• 工場や事業所等にて設備更新をする企業・自治体等
プログラム型	<p>家庭の屋根に太陽光発電設備を導入など、複数の削減・吸収活動を取りまとめ1つのプロジェクトとして登録する形態。 以下のようなメリットがある。</p> <ol style="list-style-type: none">① 単独ではプロジェクト登録が非現実的な小規模な削減活動から、J-クレジットを創出することが可能。② 登録後も、削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能。③ 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。	<ul style="list-style-type: none">• 燃料供給会社• 商店街組合/農協• 設備販売/施工会社• 補助金交付主体（自治体等）• 再造林活動の実施者

プログラム型プロジェクトについて

- 家庭用の太陽光発電設備等、小規模な削減活動を取りまとめて一括でJ-クレジットを創出することも可能。そのような形態を「プログラム型プロジェクト」という。メリットとしては以下があげられる。
 - ① 単独では非現実的な小規模な削減活動からJ-クレジットを創出することが可能。
 - ② 削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能。
 - ③ 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。



(参考) J-クレジット制度の運営体制

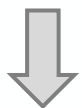


プロジェクト登録・クレジット認証の流れ

- 審査機関がプロジェクトの妥当性や認証量を確認し、有識者で構成される認証委員会で審議する。

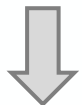
プロジェクト登録

① J-クレジット制度への参加検討。プロジェクト計画書の作成



設備情報や燃料使用量等のデータから、排出削減計画やプロジェクト登録要件等をプロジェクト計画書に記載。

② プロジェクト計画書の妥当性確認



計画書の記載に誤りがないか、設備は適切に稼働しているか等の妥当性を審査機関が確認。

③ プロジェクト登録の申請



④ プロジェクト登録に関する審議（認証委員会）



プロジェクト登録

クレジット認証

① データのモニタリング、収集。モニタリング報告書の作成



プロジェクト計画書に従い、必要データのモニタリング・収集を実施。排出削減量を算定し、報告書に記載。

② モニタリング報告書の検証



報告書の記載に誤りがないか、設備は適切に稼働しているか、認証量等を審査機関が確認。

③ クレジット認証申請



④ クレジット認証に関する審議（認証委員会）



クレジット認証

(参考) J-クレジット制度の審査機関一覧

- J-クレジット制度における各種審査（妥当性確認、検証）が可能な審査機関は以下の通り。
- 審査機関は、ISO 14064-2:2019 に対応する ISO 14065:2020 認定を取得した機関であることが要件となっている。

機関名	審査可能な方法論分類				
	EN	IN	AG	WA	FO
一般社団法人 日本能率協会 サステナビリティセンター (JMASusC)	○				○
一般財団法人日本品質保証機構	○				○
一般財団法人日本海事協会	○	○※			
ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社	○	○※	○	○	○

※方法論分類…EN：エネルギー分野、IN：工業プロセス分野、AG：農業分野、WA：廃棄物分野、FO：森林分野

※実施要綱に基づき、2027年3月31日を期限に、制度管理者より当該分類における審査機関として暫定登録された審査機関

(参考) プロジェクト種別の審査費用について

税込 (円)

プロジェクト種別		審査内容	平均額※1	審査費用の振れ幅※2※3
省エネ	通常型	妥当性確認	609,329	236,000~937,000
		検証	773,225	418,275~1,092,850
	プログラム型	妥当性確認	811,679	629,416~1,037,731
		検証	901,925	617,393~1,304,966
再エネ	通常型	妥当性確認	670,828	437,123~827,750
		検証	437,652	162,333~1,012,336
	プログラム型	妥当性確認	828,255	571,348~1,092,080
		検証	788,334	581,172~928,013
農業	プログラム型	妥当性確認	984,790	826,360~1,174,470
		検証	1,108,056	660,000~1,704,450
森林	通常型	妥当性確認	1,082,265	799,218~1,430,394
		検証	1,257,044	733,298~1,989,201

注：近年審査費用が上昇傾向にありますのでご注意ください。なお、審査費用は、プロジェクトの内容や規模、審査機関によって異なりますので、あくまで参考値としてご参照ください。

※1：2022年度から2024年度の審査費用支援申請案件における審査費用の平均値。

※2：振れ幅の下限額は、当該項目の審査案件を審査費用順に並べた際の下位1/4にあたる審査案件の審査費用の平均値。

※3：振れ幅の上限額は、当該項目の審査案件を審査費用順に並べた際の上位1/4にあたる審査案件の審査費用の平均値。

J-クレジット制度への参加検討におけるポイント

- J-クレジット制度参加において、設備の稼働時期や投資回収年数等、いくつかの要件が存在。

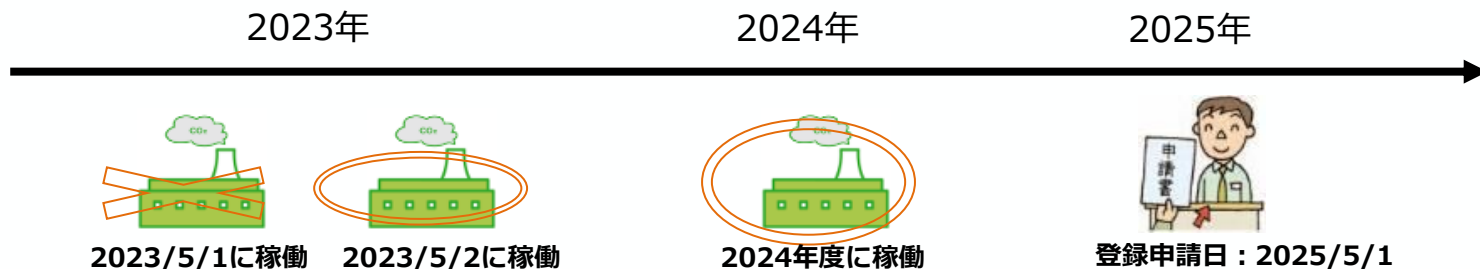
- 日本国内で実施されること。
- 本制度で定められた方法論が適用できること。
- **プロジェクト登録を申請する日の2年前以降に稼働した設備が対象であること。**
- **クレジットの認証対象期間は、プロジェクト登録申請日又はモニタリングが可能になった日のいずれか遅い日から8年間（森林経営活動プロジェクトは登録申請した年度の開始日から最大16年間）。ベースラインを再設定しても削減が見込まれる場合最大16年まで延長が可能（過去分は除くことに注意）。**
- 類似制度（例：グリーン電力証書）や本制度において、同一内容の排出削減活動がプロジェクト登録されていないこと。
- **追加性を有すること。**
- 審査機関による第三者認証を受けていること。
- 森林プロジェクトの場合のみ、プロジェクト終了後も継続的（10年間）に適切な森林管理を実施、報告すること（永続性担保措置）。
- クレジットを他者に移転・発行した場合、その削減価値は主張できなくなること。

① 2年前ルールについて

- 既に設備が稼働している場合について、プロジェクト登録を申請する日の2年前以降に稼働した設備が対象。

- ✓ 仮に登録申請日が2025年5月1日の場合、2023年5月2日以降に稼働した設備が対象となる。
- ✓ 稼働開始時期は、「工事完了報告書」や「契約書」等の証跡を持って確認する。

例：登録申請日が2025年5月1日の場合



設備稼働開始日から2年以内であれば、プロジェクト登録は可能

設備稼働開始日から2年を超えてしまうと、プロジェクト登録はできない

② 認証対象期間について

- クレジットの認証対象期間は**8年間**
- 8年経過後に改めてベースラインを設定し、それでもクレジットが創出される場合はさらに8年間（最大16年間まで）認証対象期間を延長することができる。

現行の認証対象期間（8年間）が経過した時点で**ベースラインの見直しを実施**



認証対象期間（8年間）

認証対象延長期間（8年間）

引き続き排出削減が見込まれるプロジェクトについてのみ、
認証対象期間の延長が可能

③追加性について

- 本制度がない場合に、経済的障壁等により排出削減活動が実施されない事業が対象。
(原則として、**投資回収年数が3年以上**又は、**ランニングコストが上昇する事業**が対象)

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{設備投資費用} - \text{補助金額}}{\text{年間のランニングコスト削減額}} \geq 3$$

例：ボイラーの更新

設備投資額等	金額(千円)
設備投資費用	10,000
補助金	5,000

ランニングコスト	金額(千円/年)
ベースライン 燃料費等	1,000
プロジェクト実施 後燃料費等	300

$$7.142 \dots \text{年} = \frac{10,000 - 5,000}{1,000 - 300}$$

◆ ランニングコストについて

- ✓ プロジェクト実施前後で同等の活動量を想定する。
- ✓ 燃料等の単価は、プロジェクト開始前の直近1年間の平均単価と、プロジェクト実施後直後の購入契約単価を用いる。
- ✓ クレジット売却収益は計算に含めない。

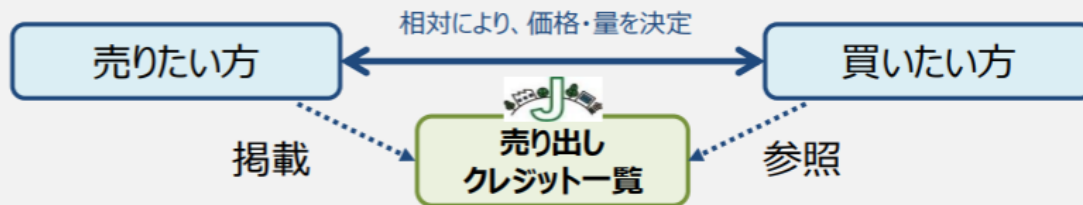
J-クレジット売買の方法

□ 相対取引

直接的な取引

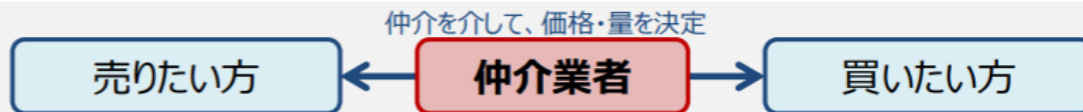


J-クレジット制度HP を利用した取引



仲介業者を利用した取引

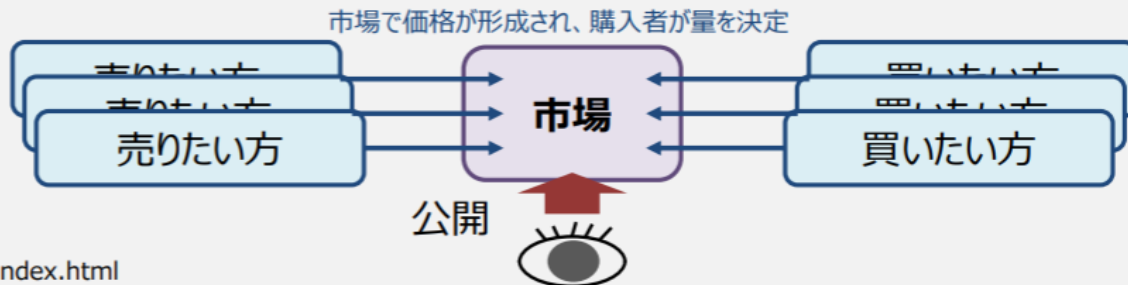
ブローカー、仲介事業者



□ 市場取引

カーボン・クレジット市場 を利用した取引

東京証券取引所など



東証のカーボン・クレジット市場のサイト:
<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/index.html>

J-クレジット制度HPにおける売り出しクレジット一覧

- 売り手が希望したクレジット情報を掲載
(URL : <https://japancredit.go.jp/sale/>)
- 適用方法論・実施地域・希望購入量・希望価格・クレジット発行の対象期間等に基づく検索が可能
- 検索結果には、各クレジットの情報と、保有者の連絡先を掲載
- なお、販売価格は非公開（クレジット保有者と買いたい事業者の相対取引の中で決定）

売り出しクレジット一覧

このページは、すでに認証されたクレジットや、認証予定のクレジットのうち、創出者より掲載希望の連絡をいただいたものをまとめています。
こちらに掲載されているクレジットの購入や相談は、直接「クレジット保有者連絡先」にお問い合わせください。
（J-クレジット制度事務局では、単価や購入方法のご案内や売買の仲介は実施しておりません。）

※ J-クレジットには有効期限はございません。詳しくはよくあるご質問Q1-7をご覧ください。

認証済みのクレジット

認証予定のクレジット

適用方法論 番号 [方法論一覧を見る](#)

※ 省エネルギー等分野(EN-S)、再生可能エネルギー分野(EN-R)、工業プロセス分野(IN)、農業分野(AG)、商業分野(WA)、森林分野(FO) また上記記号のみでも検索可能です。

実施地域 全国-広域から選択

希望購入量 t-CO2

希望購入価格 円/t-CO2以下

クレジット発行対象期間の開始日 年 月 日 以降

フリーワード検索

※ プロジェクト実施名、実施地域、プロジェクト概要、クレジット保有者の各項目を検索します。

上記条件で検索する
▶

リセット

検索結果

※ J-クレジットには有効期限はございません。詳しくはよくあるご質問Q1-7をご覧ください。
※ 売却可能量最大(t-CO2)については、2025年4月4日時点の値。

クレジット名	プロジェクト番号	プロジェクト実施者 法人番号	実施地域	プロジェクト概要	プロジェクト 実施地	クレジット 発行量 (t-CO2)	クレジット 売却量 (t-CO2)	クレジット 保有量 (t-CO2)	クレジット 発行 期間	クレジット 発行 開始日	クレジット 発行 終了日	クレジット 発行 単価 (円/t-CO2)	クレジット 発行 単価 (円/t-CO2)	クレジット 発行 単価 (円/t-CO2)	クレジット 発行 単価 (円/t-CO2)	クレジット 発行 単価 (円/t-CO2)	クレジット 発行 単価 (円/t-CO2)	クレジット 発行 単価 (円/t-CO2)
J-クレジット	10	事業者 9000000000000	北海道	プロジェクト概要	北海道	-	-	-	有	1	1,200	2014/04/01	2020/03/31	10,000				
J-クレジット	103	事業者 0000000000000	東京都	プロジェクト概要	東京都	-	-	-	有	1	500	2016/04/01	2022/03/31	15,000				
J-クレジット	212	事業者 0000000000000	東京都	プロジェクト概要	東京都	-	-	-	有	1	974	2016/04/01	2026/03/31	13,000				
J-クレジット	274	事業者 0000000000000	東京都	プロジェクト概要	東京都	-	-	-	有	1	18,000	2022/04/01	2024/03/31	8,000				
J-クレジット	276	事業者 0000000000000	東京都	プロジェクト概要	東京都	-	-	-	有	1	41	2021/04/01	2022/03/31	8,000				

J-クレジット・プロバイダー

- J-クレジット制度HPでは、J-クレジット・プロバイダーの一覧を掲載
(URL : <https://japancredit.go.jp/market/offset/>)
- 創出支援／活用支援を実施するプロバイダー事業者の連絡先を掲載
- クレジット管理口座を保有していない方に対し、代理の無効化申請（クレジットを使う申請）にも対応

J-クレジット制度とは温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして裏が保証する制度です。



J-クレジット制度 お問い合わせ サイトマップ English

ホーム J-クレジット制度について 申請手続 登録・認定情報 **クレジット売買** クレジット活用 問合せ・資料等

ホーム > クレジット売買 > J-クレジット・プロバイダー

J-クレジット・プロバイダー

J-クレジット・プロバイダーとは、J-クレジット制度に基づき認定される温室効果ガス排出削減・吸収量（以下「クレジット」という。）の創出や活用の促進を目的として、クレジットの創出及び活用を支援できる事業者のことです。ここでは、J-クレジット・プロバイダー参加者を掲載します。

クレジット管理用の口座を保有していない方でも、J-クレジットを使うことができます。代理の無効化申請（クレジットを使う申請）をご希望の場合は、下記のJ-クレジット・プロバイダー各社にお問合せいただくか、「[売出しクレジット一覧](#)」のクレジット保有者連絡先までご相談ください。（「[売出しクレジット一覧](#)」の連絡先では、クレジットの販売のみで代理無効化の手続きを行っていない場合もございますので、ご注意ください。）

J-クレジット・プロバイダー参加者一覧（五十音順）

- 株式会社イトーキ
- 株式会社ウエストボックス
- 株式会社エスプールブルードットグリーン
- カーボンフリーコンサルティング株式会社
- クレアトゥラ株式会社
- 静銀経営コンサルティング株式会社
- 住友商事株式会社
- 株式会社バイウィル
- Permanent Planet株式会社
- 一般社団法人more trees

□ J-クレジット・プロバイダー（五十音順）

- 株式会社イトーキ
- 株式会社ウエストボックス
- 株式会社エスプールブルードットグリーン
- カーボンフリーコンサルティング株式会社
- クレアトゥラ株式会社
- 静銀経営コンサルティング株式会社
- 住友商事株式会社
- 株式会社バイウィル
- Permanent Planet株式会社
- 一般社団法人 more trees

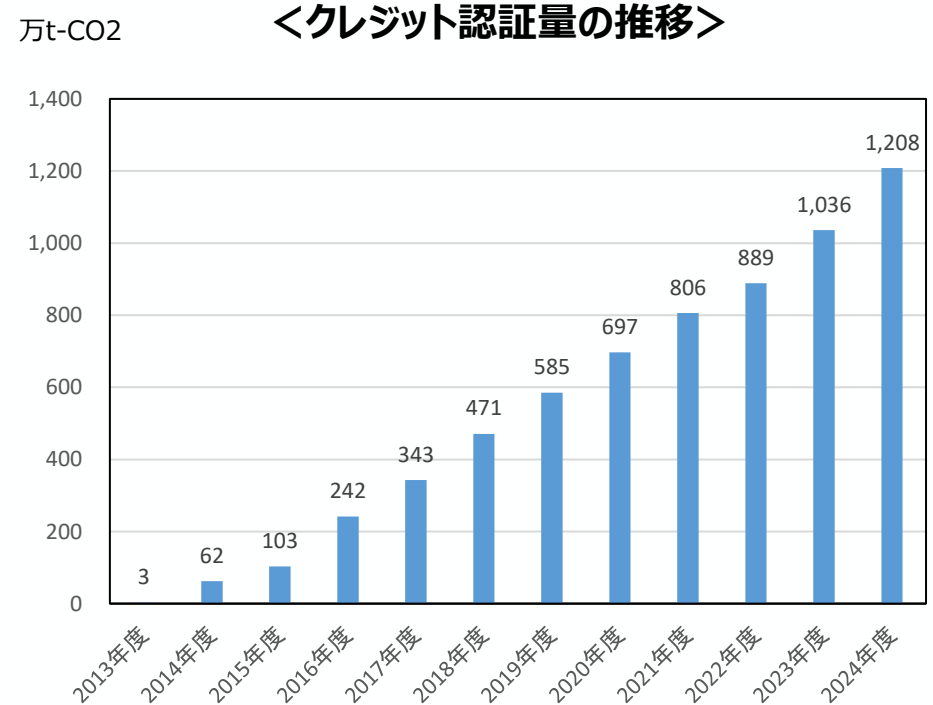
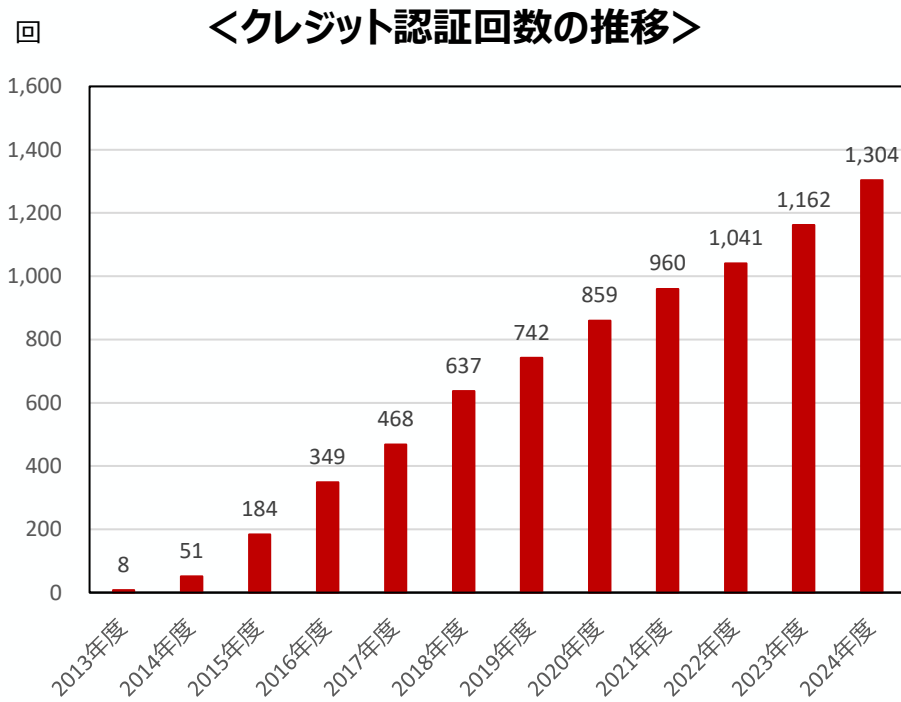
目次

1. 国のGX政策動向について
2. 排出量取引制度（GX-ETS 第2フェーズ）について
3. J-クレジットについて
- 4. J-クレジットの市場動向について**
5. 事例紹介
6. その他

J-クレジット制度の最近の動向①

- J-クレジット制度クレジット認証回数：延べ1,304回
- J-クレジット制度クレジット認証量：約1,208万t-CO2

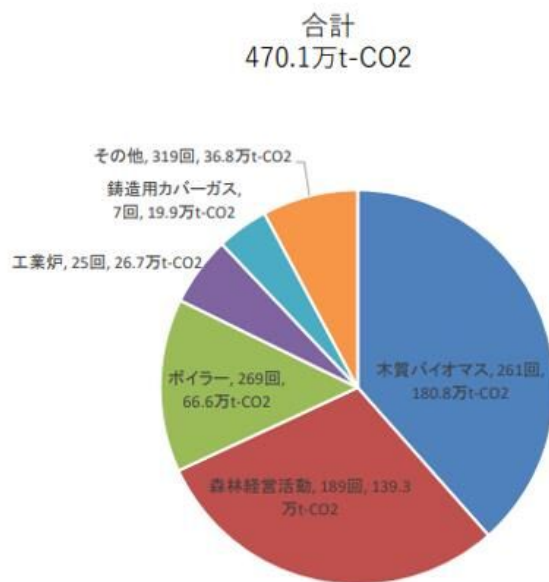
※2025年3月末時点



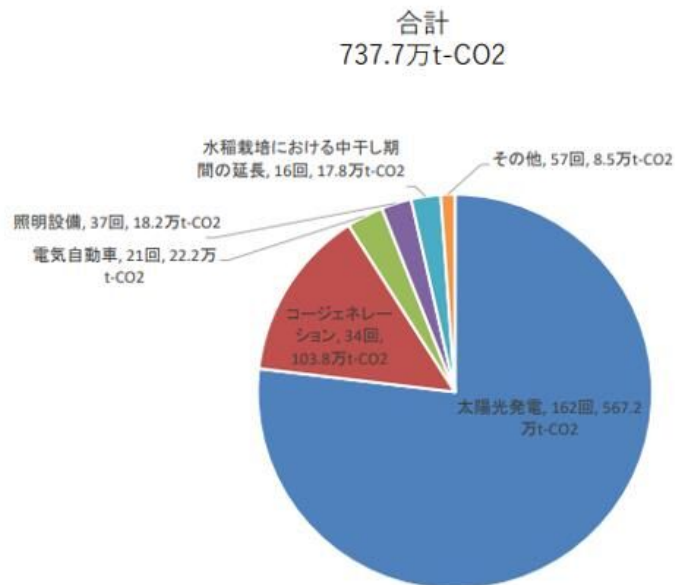
J-クレジット制度の最近の動向②

- 認証クレジットの方法論別内訳について、通常型では木質バイオマスや森林経営活動、プログラム型では太陽光発電などが多くなっている。 ※2025年3月末時点

適用方法論分類（通常型）



適用方法論分類（プログラム型）



※各グラフの値は旧制度からの移行分を含む。

第64回認証委員会終了時点の実績

J-クレジット制度の最近の動向③

- カーボン・クレジットの流動性を高め、価格を公示するための取引プラットフォームとして、J-クレジットを対象としたカーボン・クレジット市場を2023年10月11日に東証に開設。
- 開設以降、現在までに347者が取引参加者として登録し、約108万トン、総額43.5億円が取引。

カーボン・クレジット市場の概要

2026年1月30日時点

項目	概要
売買の対象	J-クレジット
参加者	企業・地方公共団体な 347者 (2026年1月23日時点)
約定時間 (注文時間)	午前1回 11:30 (注文時間 8:00~11:29) 午後1回 15:00 (注文時間 12:30~14:59)
売買の区分	クレジット活用用途に応じた 9分類 (①省エネ、②再エネ電力、③再エネ(電力:木質バイオマス)、④再エネ熱、⑤再エネ電力・熱混合、⑥森林、⑦農業(中干し期間の延長)、⑧農業(バイオ炭)、⑨その他)
取引手数料	当面の間は 無料

2023/10/11~2026/1/30のJ-クレジット 約定結果

▶ **1,075,040t-CO2 (総額約43.5億円)** が約定

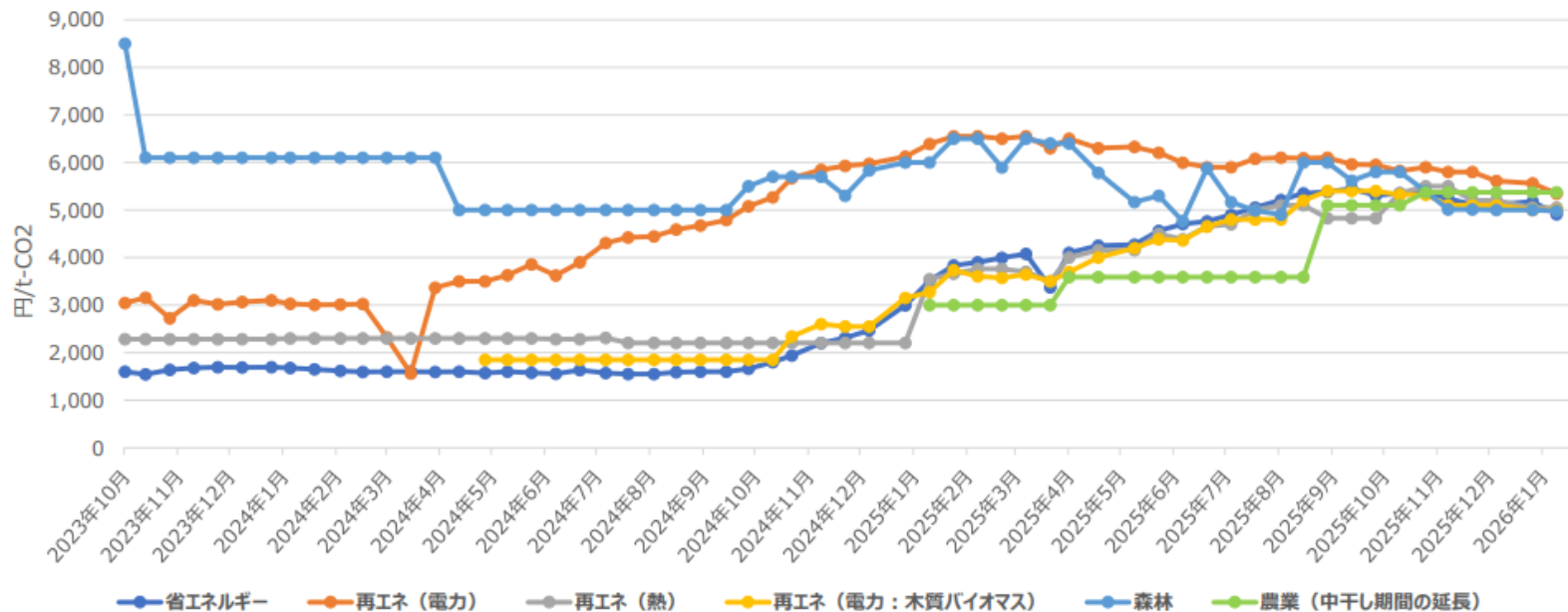
	約定価格 [円/t-CO2]	約定数量 [t-CO2]
省エネ	2,899	351,884
再エネ ※ 価格は電力・熱の加重平均	4,577	701,186
森林	5,573	20,714
全体 ※ 価格は全約定クレジットの加重平均	4,046	1,075,040

J-クレジット制度の最近の動向④

- 再エネクレジット（電力）について、市場開設当時は約3,000円で取引されていたところ、直近では約**5,000円**で取引されている。
- 2025年1月6日から「農業（中干し期間の延長）」及び「農業（バイオ炭）」の区分が追加された。

2026年1月30日時点

各クレジット区分加重平均価格の推移

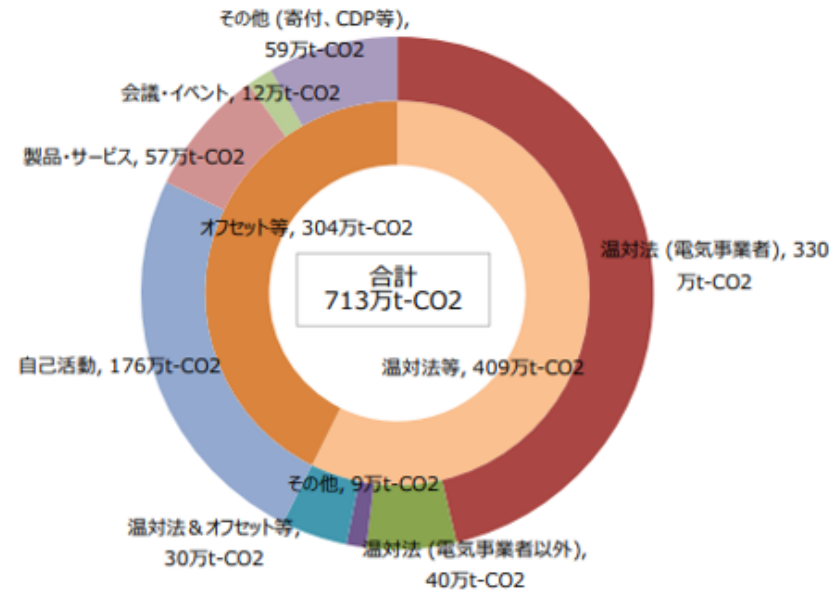
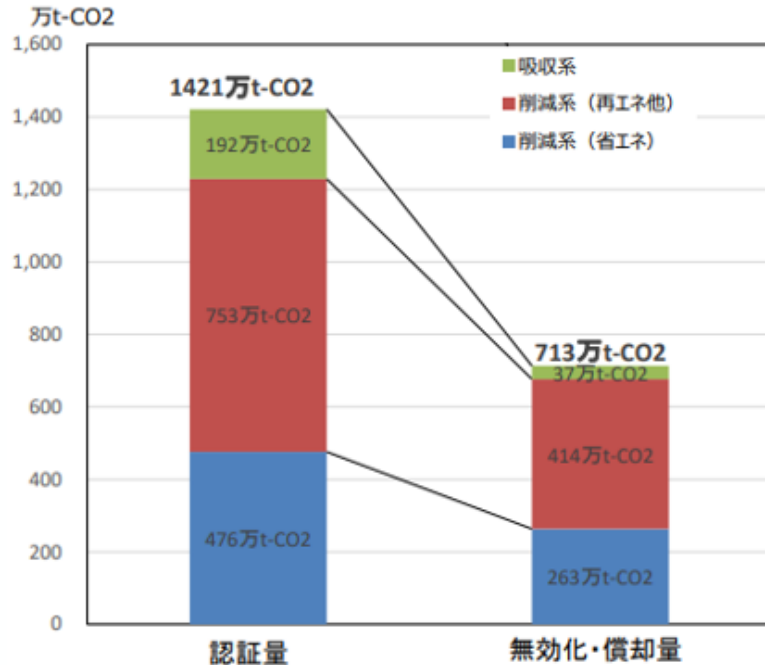


(出典)東京証券取引所カーボン・クレジット市場における取引結果をもとに経産省で作成

J-クレジット制度の最近の動向⑤

- 全認証量1421万t-CO₂中、これまでに無効化・償却されたクレジットは、713万t-CO₂。
- クレジット認証量に対する無効化・償却量は、削減系（省エネ）約55%、削減系（再エネ他）約55%、吸収系クレジット約19%となっている。

＜クレジット種別 認証量VS無効化・償却量＞



認証量は第64回認証委員会終了時点、無効化・償却量は2025年1月末時点の実績

※ 2013年度以前の削減系の無効化・償却量の内訳はデータがないため、全て削減系（省エネ）としている。

目次

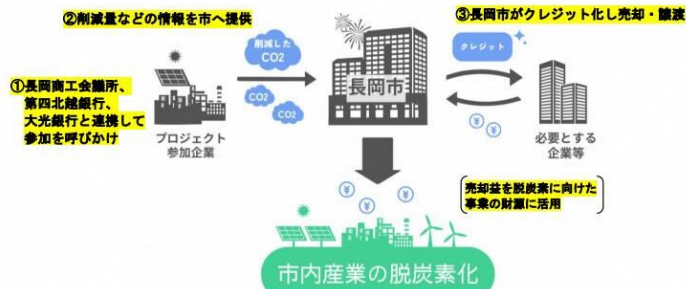
1. 国のGX政策動向について
2. 排出量取引制度（GX-ETS 第2フェーズ）について
3. J-クレジットについて
4. J-クレジットの市場動向について
- 5. 事例紹介**
6. その他

J-クレジット活用の経緯

- 脱炭素による産業振興に取り組むため、市内企業、長岡商工会議所、金融機関と連携し、「J-クレジット制度」を活用したプロジェクトをスタート。

プロジェクト概要

- 太陽光発電設備を導入した市内企業へ、市、長岡商工会議所、第四北越銀行、大光銀行が連携してプロジェクト参加を呼びかけ。
- 参加企業は年に1回、発電電力量、自家消費電力量などの情報を市に提供。
- 市は提供を受けた情報を基にCO2削減量を取りまとめ、クレジット化。クレジットやその売却益は、市内産業の脱炭素化推進の財源等に活用。



取組の効果

【民間企業】

- 個社では活用が難しい「CO2削減量」がクレジット化され、市の産業振興に活用されることで、「脱炭素経営」+「地域貢献」による自社の「企業価値」の向上とともに、「取引先から選ばれる企業」として競争力強化につながる。
- 「長岡市カーボンニュートラル推進パートナー」に認定されることにより、企業イメージが向上する。

【長岡市】

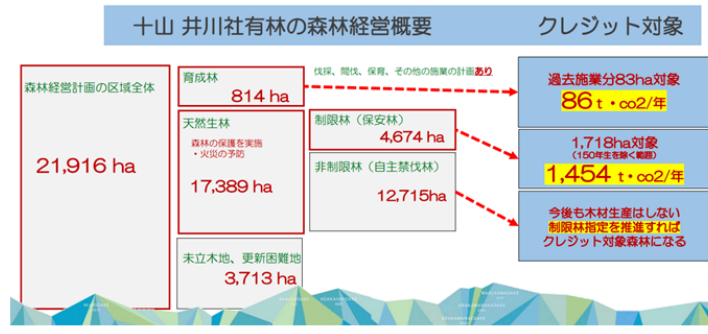
- 企業の取組を「資金化」、市内産業の脱炭素化の支援施策として新たな企業へと循環させる「脱炭素エコシステム」の形成を目指す。
- 個社の取組を取りまとめることで、市内産業界全体のイメージアップのほか、市のブランディングを図る。

J-クレジット活用の経緯

- 十山株式会社は特種東海製紙(株)グループ企業であり、静岡県最北端24,430haを井川社有林として保有。企業が持つ社有林としては国内最大級である当地の価値を最大限に活かす為、本プロジェクトへ取り組んだ。

プロジェクト概要

- 同社は広大な天然生林を所有しており、そのうちJ-クレジット制度において算定可能な、森林の保護に係る活動を実施した保安林から1,454t・CO₂/年のクレジット創出を見込む。
- クレジット収益は、井川社有林の保護・保全に加え、生物多様性や更なる吸収量拡大に活用する予定。



取組の効果

- 社有林の価値を具体的な数字で示せるようになったことが大きなメリットといえる。以前は広い面積を持っているだけでは株主や関係者に対して十分な説明が困難だった。J-クレジットを通じて、二酸化炭素の吸収量などを数字で示すことができるようになった。
- J-クレジットの創出は、クレジット収益に享受に止まらず、環境保全活動の成果を具体的に示す手段となる。社有林の二酸化炭素吸収量を数値化することで、環境に配慮した企業としての信頼性を高めることにも繋がっている。



J-クレジット活用の経緯

- 「エシカル消費」への興味関心が高い若年層をターゲットとした施策である他、環境に配慮した先進的な取組である。
- 山梨県主催のイベントで、県の豊かな森林資源をPRすることが目的。

プロジェクト概要

- 山梨県および（株）W TOKYOが共催する「TGC FES YAMANASHI 2023」において、カーボン・オフセット協賛でイベント開催を支援。
- 本イベントで排出される温室効果ガスの推定排出量を算定し、「やまなし県有林オフセット・クレジット」を活用。
- イベントのオフセットだけでなく、ブースやイベント協力をいただける企業を募集し、11社を紹介。



取組の効果

- TOKYO GIRLS COLLECTION (TGC) としては、初のオフセットイベントとしての開催。環境に配慮したイベントとして認知拡大につながる。
- 山梨県のCO₂排出量削減に寄与することや、地域の脱炭素化支援につながる。
- SDGsを重視する（株）W TOKYOのレギュレーションにマッチし、イベントの社会的な信用度向上に寄与。



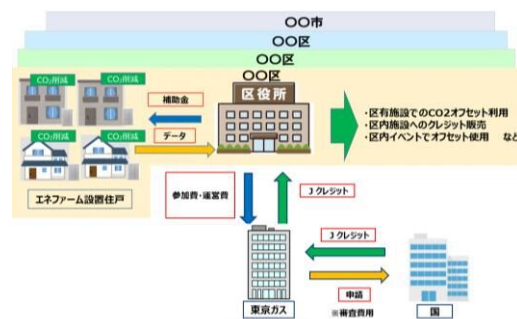
**CO₂排出量実質ゼロの
カーボン・オフセットイベントとして開催**

J-クレジット活用の経緯

- 家庭に設置されたエネファーム（家庭用燃料電池）の省エネ性から削減されるCO2排出量をJ-クレジット化。
- 家庭から生まれた環境価値を自治体が地域で有効活用する地域循環モデルを構築。

取組の概要

- 自治体はエネファーム設置住宅に対し、補助金を交付。補助金を受給した家庭は、自治体へデータの提供とともに環境価値を譲渡。
- 東京ガスが集まったデータをもとにJ-クレジット創出を支援。
- 自治体はイベント活動でのオフセットや自治体施設でのオフセット活用等、地域脱炭素推進に貢献。



取組の効果

【各自治体】

- 地域脱炭素へ向けた有効な推進策として機能。
- プログラム型とすることで、プロジェクト審査費用、クレジット認証審査費用の負担軽減。
- 東京ガスによる支援（プロジェクト事業の計画書作成、クレジット認証報告書作成、各審査受審等）を受け人的リソース不足を解消。

【東京ガス】

- 各自治体における家庭用CO2排出量削減への貢献。
- エネファームの環境価値向上による普及拡大に寄与。

家庭用燃料電池
エネファーム

目次

1. 国のGX政策動向について
2. 排出量取引制度（GX-ETS 第2フェーズ）について
3. J-クレジットについて
4. J-クレジットの市場動向について
5. 事例紹介
6. その他

関東経済産業局におけるJ-クレジット推進の取組

- 当局では、J-クレジットの確実な登録・認証を促し、クレジット供給量の増加に繋げるとともに、地域活性化のためのJ-クレジット創出・活用支援を実施することで、J-クレジットの更なる普及促進に向けた取組を実施。

J-クレジット制度推進のための地域支援事業

<当局での実施内容（今年度予定）>

1. 地域密着型の新規プロジェクトの登録支援

プロジェクトの登録支援（プロジェクト計画書作成コーチング支援）

2. 供給拡大に向けたクレジット認証支援

クレジット認証支援（モニタリング報告書作成コーチング支援）

3. クレジットの普及促進に向けた実態調査

クレジットの普及促進に向けた実態把握のため、事業主体及びプロジェクトごとの傾向分析及び整理。

4. 制度説明会の周知とネットワーク会議等の開催

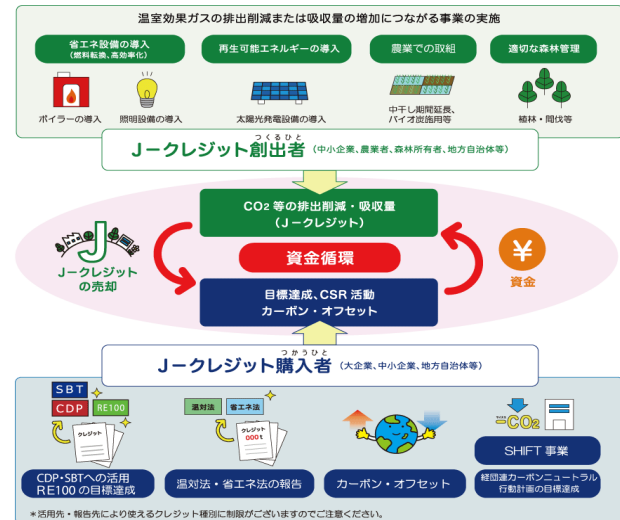
先進モデル事例発表を含む、ネットワーク会議・勉強会

5. 相談対応等

J-クレジット全般に関する質問・相談対応、制度説明対応、講師対応

【相談窓口】

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ene_koho/ondanka/jcredit_sodanmadoguchi.html



民間企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジット活用で国内の資金循環を促すことで、**環境と経済の両立**を目指す。

経済産業省の中小企業のカーボンニュートラル支援策

- 経済産業省のホームページにて中小企業のカーボンニュートラル支援策をとりまとめて公開。

経済産業省 環境省
Ministry of the Environment

中小企業等の
**カーボン
ニュートラル**
支援策
2025年4月

カーボンニュートラル対策フローチャート

※フローチャートは活用イメージです。詳細は本資料の各事業に関するページ及びHP等をご確認ください。

CN対策のステップ

1 CNについて知る	何から始めたらいいか どこに相談に行けばいいかわからない	カーボンニュートラル相談窓口	P8	専門家サポート	
		ハンドブックや事例集等	P9	その他	
		省エネ診断	P11	専門家サポート	
2 排出量等を把握する	省エネについて相談したい	省エネ診断	P11	専門家サポート	
	CO ₂ 排出量等を把握したい	排出量算定ツール	P12	その他	
	CO ₂ 削減計画を策定・実践したい	SHIFT事業	P13	補助金	
3 排出量等を削減する	既存設備でCNに取り組みたい	省エネ診断	P11	専門家サポート	
	設備の入替や新設・増設をしたい	CO ₂ 削減計画を策定して設備更新をしたい	SHIFT事業	P13	補助金
		取引先と連携してCO ₂ 削減したい	Scope 3 事業	P14	補助金
		生産性を高める設備の導入や製品の試作開発等をしたい	ものづくり補助金	P15	補助金
		省エネ性能の高い設備に更新したい	省エネ・非化石転換補助金	P16	補助金
		自社ビルなどを省CO ₂ 化したい	ZEB補助事業	P17	補助金
		EV等を導入したい	脱炭素ビルリノベーション	P18	補助金
		設備の新設増設の際に利子補給を受けたい	CEV補助金	P19	補助金
		省エネ設備建設・省エネ設備入替・新設・増設の際に利子補給を受けたい	省エネ設備投資利子補給金	P20	融資 助成等
		初期投資を抑えて省エネ機器を導入したい	パルチーオン脱炭素促進利子補給事業	P21	融資 助成等
		税制優遇を受けたい	ESGリース促進事業	P22	補助金
		省エネや排出量削減で収益を得たい	CN投資促進税制	P23	融資 助成等
			J-クレジット	P24	その他
		再生電気を使いたい	太陽光発電設備等導入補助金	P25	補助金
			自家消費型太陽光発電・蓄電池導入補助金	P26	補助金
	業態転換したい	自動車部品サプライヤー支援事業	P27	専門家サポート	
	カーボンニュートラルに取り組むために融資を受けたい	環境・エネルギー対策資金(GX調達)	P28	融資 助成等	

(参考) エネルギー広報・温暖化対策 (メールマガジン「エネマガ」)

- 関東経済産業局では、エネルギーに関連する最新情報を掲載したメールマガジンを配信しています。

- エネルギーに関するセミナー等のイベント案内
- エネルギー・温暖化対策に関する補助金等の情報提供
- 週1回程度配信予定

関東経済産業局 メールマガ

検索

◆お問合せ先◆

関東経済産業局 総合エネルギー広報室

TEL : 048-600-0353

メール : bzl-kanto-enekoho@meti.go.jp



関東経済産業局TOP > エネマガ配信サービス

エネマガ配信サービス

週1回程度、節電、省エネ等に関する各種情報提供の配信を行っております。

経済産業省 関東経済産業局 METI Kanto

関東経済産業局総合エネルギー広報室でございます。

今週のエネマガのもくじはこちらです。ご一読ください。

2022/8/5号

■今回のもくじ

- ◇ 中小企業支援機関によるカーボンニュートラル・アクションプランのとりまとめと公表について
～中小企業支援機関におかれましては支援内容のご登録をお願いします～
【経済産業省】

お問い合わせ先

関東経済産業局 資源エネルギー環境部
カーボンニュートラル推進課

bzl-kanto-cn@meti.go.jp

※支援施策によっては募集が終了している場合や
内容（要件、申請時期等）が変更される場合もございますので、
ホームページ等にて最新の情報をご確認ください。



三陸・常磐もの
ネットワーク
SANRIKU JOBAN MONO NETWORK

MEET ME AT
EXPO 2025!

